

教育及び訓練の時間数を定める告示の一部を改正する告示新旧対照条文

(平成十七年六月一日 告示第七十九号) (施行日 平成十七年六月一日)

教育及び訓練の時間数を定める告示(平成三年十一月十五日科学技術庁告示第十号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>教育及び訓練の時間数を定める告示</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)(第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第一項に定める時間数以上とし、また、規則第二十一条の二第一項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第二項に定める時間数以上とする。</p>	<p>教育及び訓練の時間数を定める告示</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(以下「規則」という。)(第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第一項に定める時間数以上とし、また、規則第二十一条の二第一項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第二項に定める時間数以上とする。ただし、表示付放射性同位元素装備機器(ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタに限る。)(のみの取扱等業務に従事する者に対して、規則第二十一条の二第一項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第三項に定める時間数以上とする。</p>

第二項	第一項	項目
三十分	三十分	放射線の人体に与える影響
分 一時間三十分	四時間	放射線発生装置の安全取扱い
三十分	一時間	放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令
三十分	三十分	放射線障害予防規程

第三項	第二項	第一項	項目
十分	三十分	三十分	放射線の人体に与える影響
二十分	分 一時間三十分	四時間	放射線発生装置の安全取扱い
二十分	三十分	一時間	放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令
十分	三十分	三十分	放射線障害予防規定